

覚書

豊田市（以下「甲」という。）と中間貯蔵・環境安全事業株式会社 豊田PCB処理事業所（以下「乙」という。）は、甲と乙の間で平成16年4月27日に締結した「豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定書」（以下「原協定」という。）に基づき次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、豊田市PCB適正処理ガイドライン（平成26年8月改訂）の廃止にともない、原協定に変更が生じる内容について定めることを目的とする。

（設備保全計画の策定）

第2条 乙は、処理設備（付帯施設を含む。）の経年的な劣化を考慮し、建屋のPCB除去分別を終えるまでの間、処理施設全体の設備保全計画を策定し、これに沿った設備保全を行うこと。

（作業従事者の安全確保）

第3条 乙は、作業従事者（解体作業員含む。）の安全を確保するため、換気設備、警報設備等の設備及び作業服、マスク等の装備の適切な使用により暴露防止に努めること。また、定期的に作業環境モニタリングを実施すること。

（地域協議会の開催）

第4条 乙は、地元住民とのリスクコミュニケーションが一層推進するよう、建屋のPCB除去分別を終えるまでの間、定期的に「地域協議会」を開催すること。

（協議）

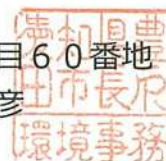
第5条 本覚書に定めのない事項は、甲乙協議の上決定する。

本覚書の締結を証するため、覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 4月 1日

甲 愛知県豊田市西町3丁目60番地

豊田市長 太田 稔彦



乙 愛知県豊田市細谷町3丁目1番地1

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

豊田PCB処理事業所長 石垣 喜代志

